



# “要項案”に見る 協同労働

島村博（協同総研／法制化市民会議）

当日行なったコメントは以下の目次内容からなる。ここでは、紙幅の関係で、a1)『資本論』第1巻第1章「協業」、b2)同の部分はドイツ語版の『資本論』の試訳に当てられた箇所でご関心のある方々には邦訳等に当たられることを予定し、割愛する。

報告者(『資本論』研究者でもなければ、労働を学的な研究課題として設定する者でもない。法制化をひたすら推進する事務局の立場として協同労働の法的構成に腐心し、為政者、立法当局等から提起された諸問題に対しその普及、支持拡大の観点から説得的思索を重ねてきたにすぎない。だが、マルクスの論理に依拠して論議がなされるだけではなくその見地から協同労働が捕捉される限りで、本来のさような立場をいったん置いて必要な最小限の検討を行なう。この意味では、マルクス研究者による研究史に何ほどのものかを付け加えようと意図するものでもなければ、マルクスの読み方を提示するものでもない。

報告者の課題は、「協同労働の協同組合」法・要綱案の観点から見た協同労働というものである。この解説を行なう上で、必須の前提として協同労働の歴史的存在形態及びその基礎を問うという手続きは不必要であるが、角瀬氏の方法の意義と問題を指摘しておく必要があり、まず、「協同組合労働」か「協同労働」か、を論ずる次第である。

この報告を読み返してみても随所に不備が見られるが、当日行なった報告以外を付け加えないことがルールであるので、他日、改めて論議をする段階まで内容の全面的な刷新は控えることにする。

## 目次

- I) 「協同組合労働」か「協同労働」か
  - a-1) 予備概念 協業の形態を手がかりにして歴史を語ることができるのか?
  - a-2) マルクスの所説の整理
  - a-3) 芝田テーゼ「共同体労働」と区別される「協同的労働」としての「協同組合労働」
  - b-1) 予備概念 《所有、労働、管理》という括りで何が解けるのか?
  - b-2) マルクスの所説の整理
  - b-3) 芝田テーゼ 2-1「協同組合労働」観  
芝田テーゼ 2-2「協同組合労働」を組織する「協同組合」
  - c) 角瀬先生のご指摘の整理
- 小括
- 【協同労働という観念】
- 【当該の把握の意義】
- 【把握の問題点】

## II) 本説 「要綱案」に見る「協同労働」

- a. 構造的論点
  - 「出資・労働・管理」
  - 制度要求の眼目 協同労働、不分割積立金
  - 2つの論点
    - 1. 労働者性
      - 所得性格(勤労者所得か事業者所得か)
      - 中協法第21条(2)ただし書き
      - 労災保険需給資格
      - 形の上での指揮・命令関係の設定
      - ILO第193号「協同組合の促進」における国際労働基準の適用問題
      - 「要綱案・改定案」第一 総則、第三組合基準 4.の規定を補充
    - 2. 不分割積立金
      - 1. 公益法人制度改革 その現状と展望
      - 2. 他の協同組合法制 剰余金処分
  - b. 協同労働 構造として、「案」全体で貫かれている。

## I)「協同組合労働」か「協同労働」か

検討素材 芝田進午編『協同組合ではたらくこと』(1987年、労働旬報社)、『協同組合労働』の理論と展望

「本来、人間労働と人間社会は、協同的であり、そのかぎりですべての労働は「協同的労働」であるということが出来る。マルクスは、『自由な協同組合的な労働』を『自発的な手、いそいそとした精神、喜びにみちた心で勤労にしたがう連合せる労働』として特徴づけているが、本来、疎外それざる労働は、そのような性格をもつものである。『協同組合労働』は、このような意味での『協同的労働』であるが、それは、前資本主義的共同体における『共同的労働』とは区別される。というのは、『協同組合労働』は、資本主義的生産の成果としての生産諸力の発展、とくにその一契機としての『協業』を前提とする労働であり、その意味での『共同的労働』、『直接に社会化された労働』だからである。・・・大工業なしには『協同組合労働』は形成されな(p.247.) かったということが出来る。・・・

『協同』は、原始『共同体』にはじまるすべての前資本主義的『共同体』に普遍的な人間活動のあり方であるが、『協同組合』は、共同体の崩壊、市民社会と近代的な自立せる個人の成立を前提として・・・」(p.248.)(芝田)。

### a-1) 予備概念 協業の形態を手がかりにして歴史を語る事ができるのか?

『資本論』第1巻第1章「協業」  
資料—1 割愛

### a-2) マルクスの所説の整理

協業:e.Kooperationを「共同体労働」と

して読むとして。

1. 《(原生的)「協業」→資本主義的に歪曲された「協業」→その成立根拠の止揚による高次での協業の復元》という議論は、ここでは成立しない。かかる読み方は、「正一反一合」的なヘーゲル的理解に通じるものがある。

2. マルクスは、人類がこれまでに目撃した「協業」を、「人類の文化的発端」における「協業」の想定から出発して、第一に、「古代世界、中世及び近代的植民地における大規模な協業の散発的な適用は直接の支配・隷属的諸関係に基づくのであり、大概是奴隷制に基づく」タイプの協業と、第二に、「協業それ自身が資本主義的生産過程に固有で、かつ、資本主義的生産過程を特殊に区別する歴史的形態として」の資本主義的協業というタイプとに分けている。

両者は、「直接の支配・隷属的諸関係」に基づくのか、資本・賃労働の間の形式的平等に基づくのかの相異として区別され、芝田が言うような『協同』は、原始『共同体』にはじまるすべての前資本主義的『共同体』に普遍的な人間的なあり方」という認識を提示してはいない。「共同体」において成立するものでもなければ、「散発的」であって「普遍的」でもない。ましてや「直接の支配・隷属関係」に基づくものであって「人間的なあり方」でもない。芝田は三重に誤りを犯している、ということになる。

3. ここでは、資本への賃労働の包摂により「資本主義的生産過程に固有で、かつ、資本主義的生産過程を特殊に(他の時代の生産様式から 訳者補記)区別する歴史的形態」たる協業が成立する、と述べているに過ぎない。協業の歴史的編成の展開論理を問題としているわけではない。

問題は、「固有」で「生産過程を特殊に区

別する歴史的形態」という把握の含意である。それは、「自由な賃金労働者を前提」とするという意義で「固有」なのであり、一面で、形式的に自由平等な、資本所有者と労働力の所有者との契約を媒介した「同一の労働過程における相当に大量の賃金労働者の同時的雇用」という意味で、他面で、「労働過程が社会的生産に変身するための歴史的必然性」を呈するという意味で、歴史的に生起し、歴史的にやがて没落する「歴史的形態」とされるのである。

4. その歴史的成立の前提条件の一つは、「労働力を資本に売却する自由な賃金労働者」である。いわゆる「所有から自由な労働者」である。今ひとつは「資本それ自体の出現」である。

5. 「協業により発展させられる労働の社会的生産力が資本の生産力として現象する」。

### a-3) 芝田テーゼ「共同体労働」と区別される「協同的労働」としての「協同組合労働」

1. 「協同組合労働」：資本主義的協業を前提とする (p.247)「協同的労働」の歴史的形態

2. その歴史的形態規定性は、「商品生産社会・資本主社会における貧困、疎外を克服するために、自立せる個人が自覚的に形成する「組合」(Union)ないし「連合」(Association)」を成すことに求められ、「したがって、『協同』と『協同組合』とは区別され」るのであって、協同組合において協業として組織されるものこそを資本主義社会以前の「共同体労働」と区別して「協同組合労働」と呼称する。

### b-1) 予備概念《所有、労働、管理》という括りで何が解けるのか？

『資本論』第1巻第1章「協業」資料-2割愛

### b-2) マルクスの所説の整理

1. 一定規模の労働においては、労働が一定規模であるが故に「一般的諸機能を遂行する」管理を必要とする。

2. それが資本の機能となるのは、独立の人格として個々ばらばらな労働者たちを「同一の資本との関係に入」らせることで「労働過程に入」らせ協業を組織するものが資本であるからである。

3. 故に、資本の指揮命令下にある労働者たちの協業の力、労働の社会的生産力は、彼ら自身が生み出したものであるにもかかわらず、資本により組織された力として、彼らには無縁なものとして登場する。

4. こうして資本制的生産を前提とすると、《所有》、《労働》、《管理》は、《資本を所有する》者による《労働過程》の階級性を帯びた《管理》という問題構制となり、雇用労働者の保護という労働法制の必要が導かれることになる。

### b-3) 芝田テーゼ 2-1 「協同組合労働」観

下線は報告者が付したものである。

1. 協同組合労働は、賃労働の対立概念であり、それにとってかわる自由で自主的な人間的な労働であるが、資本主義の下では「賃労働」という形態でおこなわれることがさけられない。

2. 協同組合労働は一般に価値法則にしたがって、また価値法則という疎外の下で行なわれる。

3. しかし、協同組合労働は、「賃労働」の形態でおこなわれるとはいえ、自主的な雇用組織としての協同組合との関係では、原理的にみて、剰余価値法則によって搾取され、不払い労働をおこなわれているというこ

とはできない。

4. というのは、協同組合労働は、みずからの労働力を資本あるいは資本の機能を代行する国家、その他の機関と交換しているのではなく、協同組合と交換するのであり、剰余労働の成果の処理について発言し、それを共同占有できるからである。

### 芝田テーゼ 2-2

「協同組合労働」を組織する「協同組合」

1. (小括 1—②に加えて)「資本の経済」、「所有の経済」に対抗する「労働の経済」の組織である。

2. 協同組合は、「資本の経済」に包摂され、それと絶えず闘争せざるをえない経済組織である。また、そのような闘争を続けなければ、「資本の経済」のあらゆる欠陥を再生産せざるをえない経済組織である。

### c) 角瀬先生による芝田氏の所論の整理

1. 「歴史的発展の視点」から見た「協同労働のもつ深い意義」 「芝田」第一段落を参照

2. 資本主義社会における協同労働は、その存在形態として「協同組合労働」と営利企業における「雇用労働」の双方に見いだす。

ところで

3. 双方は「協業」を基礎にしているという点ではなんら変わらない。 b-2)-1を参照  
当然にも

4. 「雇用労働」においては疎外が存在する。 b-2)-3を参照

だが芝田が言う「協同労働」は「賃労働」の形態をまとうので「芝田テーゼ 2-1」を参照

5. 「協同組合労働」は資本主義のもとで雇用労働という形態をとっている「協同労働」だ。

(換言すれば「協同労働」は、協同組合において雇用される働き方である。)

(故に、「自主的な雇用組織」であるにしても「管理・統制の問題が重要となる」。)

「芝田テーゼ 2-1」を参照

### 小括

#### 【協同労働という観念】

#### 角瀬先生的方法的祝座のまとめ

1. 「広義の協同労働概念と、資本主義という歴史的・具体的形態のもとにおける狭義の協同労働の概念という二重の視点で」、及び a-1) 予備概念と対比のこと

2. 「営利企業における雇用労働と協同組合における協同労働という二重の存在構造で捉えている」。

#### 【当該の把握の意義】

1. 所有・労働・管理の全面にわたる民主主義を目指す経済民主主義を達成する企図の下で、営利企業における労働と「非営利企業」の1コロールリーとしての「協同組合」企業における労働とを「雇用労働」を軸とする統一的祝座の下に俯瞰し把握することを目指す点で注目される。

2. とくに「所有・管理・労働の三位一体」を「協同労働」の内包とする労働者協同組合に定位しては、労働過程において管理能力を陶冶する労働主体の形成に焦点を当て、労働の二類型(精神労働と物質的労働)の固定化を克服する仕組を探求し、その非和解化の表れとも言うべき「官僚集中制」に制度的オータナティブを対置する発想は、歴史的に創世記段階にある労働者協同組合運動の前進を図る上で一つの処方箋の在りかを示すものと言える。

3. 協同組合一般に定位しては、協同組合といえども私的生産、賃労働、商品交換に基づ

いて物質的に維持され発展する資本主義社会の「私的労働主体」性を剥ぎ取り得ない故に、労働者協同組合における「所有・管理・労働」のあり方、特に労働主体形成の構造が「共同性」を労協以外の協同組合において反省的に制度化する経験となりうるという意味で、労協以外の協同組合における雇用労働を含めて「協同労働」としてカテゴライズする意味もまた大きい。特に、厳しい労使関係の現存、呵責のないリストラの進行に歯止めを掛けられない「共同性」のあり方、水準、内容を労働者協同組合以外の協同組合法の制度的限界として改めて省みる上で重要である。

### 【把握の問題点】 「法制度」、「組織」、「構造」、「運動」の相互連関の視角から

Q-1. 「労働者協同組合」における「協同労働」は、「労働者協同組合」という協同組合において雇用される働き方？

雇用労働とは、通例は、法的関係、法的次元において捉えられうる制度概念で、経済学的には賃労働。

角瀬論考では、協同組合企業一般における「協同労働」を一つのコロラリーとする「雇用労働」は資本主義的協業を「基礎」とする労働様式として、同時に「経済民主主義」をめざす観点から統治構造地平で把握されている。つまり、法規範的制度水準においてではなく、労働編成内部の諸機能の「官僚的」構造化又はコンクリート化という角度から対象化されている。

かかる了解では、労働過程又は生産過程とは、(使用)価値を生産する過程であるのみならずほかならぬその労働の仕方を根拠づける基礎を再生産する、という視座から「協同労働」を理解することはできても、「組合

員の民主的権力」の構造そのものを規範次元では予定しつつも、状況的にそれから逸脱することもあるものとして協同労働を把握することはできない。すなわち、協同組合一般において協同組合企業一従事組合員との間に成立する雇用労働としての「協同労働」においては、労働過程=雇用関係の再生産であることは理の当然としても、「労働者性」と「経営者性」とを1の人格において統一することが前提とされる労働者協同組合においては、かかることは言い得ない。

すなわち、協同労働は、1)小資本の持ち寄りによる起業であり、2)本来的に労働が共益権行使の資格を特徴づけ、3)共益権への関与は資本結合に基づく累積議決権によって規定されるものではなく、人的結合性に依拠する。つまり、b-2-2のロジックとは異なり、設立契約又は加入契約という「組合契約」及び所要の手続きにより自らを組織するのであり、かかる仕方での労働の結合は協同意志に基づくもので、されば、管理が出資金という資本の機能としてたち現れる必然性もまた存在しない。管理の「官僚」化は構造特質ではない。

ここでは、「出資」の所有性は沈殿し規制的な役割を果たすものではない、ということにより規定され、雇用労働の形態をまとう「協同労働」とは本質を異にする。

仮に、角瀬論考のように「協同労働」を「雇用労働」の一つのコロラリーとして把握するいわれがあるにしても、既存の協同組合労働に見られるような本来的な意義での雇用関係を再生産する労働過程、組織形成過程は進展しない。または、制度的には阻止される。

つまり、「構造」地平での把握は、実は、「構造」把握ではなく、実態に照らして時に成立

する判定というものである。所が、協同労働は、未だに制度化要求の途上にある不定形の創造的な働き方であり、その探求である。したがって、この過渡的時点での労働の状況的、片面的ありように着目して労働者協同組合における労働を「雇用労働」の外延に含め協同組合において成立する雇用労働としての「協同労働」に概括することは方法的な誤りである。

**Q-2.** 「協業」を基礎としながらも、「出資・労働・管理」の三位一体的統一性に基づく労働者協同組合においても「官僚集中」の発生は避けられないのか？

不可避であるのかどうかを判断できる歴史がない。未だに創世記段階にあり、ここでは、他の企業同様に成功もあれば失敗もあり、また誤りも避けられない。

問題は、「無搾取=自己搾取企業」であっても「官僚集中」の発生は避けられない、という見方にある。この点については、上で既に述べてある。

所で、執行的管理労働の分化、管理業務の独立性は、民主主義と両立しないものではない。問題は、実践的には、「経営者革命」(A. バーリ、G. ミーンズ)と評された「所有と支配との分離」を経営管理労働の分化において観測することではなく、分化の傾向的特質を有する統治の構造を第一に分節化し、分権化し、第二に直接的な民主的管理、コントロールの領域を拡大することであり、第三に分権化された意思決定領域に積極的に参加する能力、意識を不断に陶冶してゆくことにある。

市民が自らの生活連環を自主的に構想し形成する運動であり、市民的協同による国家から自立した公共圏(「新しい福祉社会の建設」とその拡大(ネットワーク化)をめざ

すものとして、労働者協同組合は、労働と分業の新しい形態を模索するものである。したがって、経済組織と社会制度との関連を解く上で肝要な視点からの検討されるいわれがある。

つまり、1)株式会社、協同組合という経済組織が法制度、特に財産権制度と税制という社会的構造に埋めこまれていること、同時に2)それぞれの労働におけるコンパインの仕方の相異に由来する組織形成過程(法制度上では意思決定過程→執行→監査・監督を通じた戦略的課題の追求とそれに伴う組織の生成、発展)が現に規範性をもって存すること、そして、3)組織を経営する者がそれぞれの発展段階にある文化的制約から逃れられない、といった視点において。

第一の視点と関っては現在進行中の「公益法人改革」論議及びその方向性との関連で、第二のそれとは「営利」、「非営利」という括りで現代において何をメルクマールとして区別するのかという実践的意味が、第三のそれにかかわっては、企業・起業文化という論点に関するすべての論点が触れられる必要がある。

第一の視点は、法制度(法規範、法的関係、法的意識を含めて)をそのものとして把握する次元、その制度実態の把握、及び、それを一つの対象とした「基礎」の上での労働様式としての「構造」把握とは、それぞれに関連しながらも区別されなければならないからである。

## II)本説 「要綱案」に見る「協同労働」

### a. 構造的論点

#### 「出資・労働・管理」

#### 当面の処理

労働者性も経営者性も、突出させない。

## 制度要求の眼目

協同労働、不分割積立金

### 2つの論点

#### 1. 労働者性

所得性格(勤労者所得か事業者所得か)

中協法第21条(2)ただし書き

労災保険受給資格

形の上での指揮・命令関係の設定

ILO第193号「協同組合の促進」における国際労働基準の適用問題

→「要綱案・改定案」第一 総則、第三 組合基準 4.の規定を補充

#### 2. 不分割積立金

#### 3. 公益法人制度改革 その現状と展望

#### 4. 他の協同組合法制 剰余金処分

→「案」第一 総則、第三 組合基準 1(四)の規定を改める必要がある。

- ・「剰余金がある場合」 営業損益計算により求められた営業利益の意義で。
- ・協同組合において積み立てられる3種の積立金は、公益法人会計で処理。  
この部分と全国非営利協同基金への拠出とは分かち書きにする。  
当該の積立金は、負債性を有する積立金ではないという意味で、資産の部の貸方に記す。
- ・全国非営利協同基金は、各組合員が倒産防止のために基金に拠出する金額には経費性が認められる実務に即するもの。(組合員の所得に落とした場合は、課税の繰り延べ扱いを解除され、当該部分に課税がされる。) 規定の仕方に注意する。

**b. 協同労働 構造として、「案」全体で貫かれている。**

1. 「所有・管理・労働」把握 (出資という組合契約がもたらす)労働の場の利用と、それを根拠として管理に参加する正当性の根拠

- ・所有⇒管理への関与というのでは、言葉の正当な意味でブルジョア的。又は資本が資本を生む、という一つの現れに過ぎない。それでは、協同で労働するという目的が後景に追いやられる。
- ・労働こそが、労働の成果の配分、労働の編成、資本の投入、労働過程管理規則等の決定、策定という戦略的管理への参加(= 共益権)を根拠づけ、小資本の共同の出資は、その労働を共同で新規に編成し(組合設立契約)、又は新たに当該の組合に加入する(組合契約 Association契約)ことで労働の場を利用する正当性を付与する要件であって、管理への参加請求権を直接に根拠づけるものではない。
- ・かかる構造としなければ、出資のみの組合員、利用するだけの組合員と就労する組合員との共益権上での区別を行なえない。又は、investor drivenの契機を排除しえなくなる。また、定年退職者や労災にあい就労が不能となった組合員と現に働く組合員との間に区別が設定できない。
- ・労協における出資は、返還請求権の対象となるが、有限責任の限度を示すもので、経営のプロセスで蕩尽されることもあり、場合により破産ということになれば償還請求の対象ともなりえない。また、操業中においても有価証券として譲渡されうるものでもない。
- ・上記のことを反射的に保障するために、企業組合法人における出資金の有する「持分」規定を置かず、また、組

合を組合員が協同で所有するとの規定も意識的に外してある(\*)。

つまり、労働者協同組合は、組合員が出資の根拠に基づいて共同で所有する事業体ではなく、《現に就労する組合員》が雇用契約を組合との間で締結せず自覚的に《働く場を利用する組合員》として、管理労働者であるか現場労働者であるかの区別なく共益権の主体として組合の存亡に関与する組合である。

(\*) 報告者はICAのアイデンティティ声明に掲げられる「定義」を杓子定規に法的な定義として読むことをしない。また、「原則」を法的構成の規制的原則として眺めることもしない。現に存する各国の法的諸規範の抽象として把握する立場を取らないし、また、21世紀の協同組合の法的構成を施策する上で十分なものとも思わない。「組織」的在り方—「運動」—国家的公的「規範」の運動的脈絡の中で浮動する内部規範の一つの在りかを示すものとして理解する。この点は、他日において論じる機会があるだろう。